

令和 7 年度長崎県民の森林産物売払（立木）契約仕様書

1 物 件 名 7 県森売第 2 号 令和 7 年度長崎県民の森林産物売払（立木）

2 物件所在地 長崎市神浦北大中尾町 長崎県民の森 地内

3 売払物件 立木 2,301.12 m³

4 物件内訳

樹種	本数	材積	備考
ヒノキ	4,964 本	2,301.12 m ³	主伐 64 年生
計	4,964 本	2,301.12 m ³	計 4.59ha

5 物件の搬出期間

契約締結の日から令和 8 年 10 月 31 日まで

6 仕様条件

- (1) 売買代金は契約締結の日の翌日から起算して 15 日を経過した日までに納入しなければならない。
- (2) 施業地内のヒノキは全て伐採すること。

7 その他

- (1) 本業務は、県営林産物売払に準じるものとする。
- (2) 長崎県民の森は、施業地に隣接する道路やキャンプ場等において不特定多数の利用者が往来することが想定されるため、長崎県民の森指定管理者【（一社）長崎県林業コンサルタント】及び利用者に対する作業の事前周知を行い、作業中においても指定管理者等と連絡調整を密に行うなど、安全対策を徹底すること。
- (3) 当該地は「保安林」及び「西彼杵半島県立公園普通地域」内にある。
- (4) 前項に係る手続き及び協議等は完了しているが、各種関係法令を遵守し、必要な手続き等を行った上で伐採すること。
- (5) 伐採・搬出完了後に別途植栽作業を計画しているため、林地残材の整理及び稚樹の保護など県担当者と協議したうえで作業を行うこと。
- (6) 売払いに伴う作業期間中、前項の植栽作業の期間と重複する場合、植栽作業の受注業者と調整を行った上で作業を進めること。
- (7) 物件の搬出が全て完了した後は速やかに搬出済届を提出し、伐採跡地検査を受けること。